市税



問》(課税関係)本庁市民税課・資産税課 【証明関係】本庁市民税課・本庁市民課・日奈久出張所 鏡支所市民環境課·各支所地域振興課 【納税関係】本庁納税課

▶市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税とがあります。

(個人市民税)

税

個人にかかる市民税は均等割と所得割があり、毎年1 月1日現在八代市に住所がある人で前年にある一定額 以上の所得があった人に課税されます。

なお、県民税は、市民税と合わせて課税されることに なっています。

個人市民税の税額

均等割 市民税3,500円/県民税2,000円 合計5,500円

所得割 前年中の所得に応じて課税されます。

(個人市民税の申告)

毎年1月1日現在の住所地の市町村長に対し、同年3月 15日までに申告をしてください。ただし、所得税の申告 をした人、給与所得のみで年末調整をした人、公的年金 収入のみで一定金額以下の人などは申告をする必要は ありません。なお、所得のない人でも、各種証明や福祉 サービスなどの手続きで必要な場合がありますので申 告をお願いします。

個人市民税の納期

徴収方法によって異なり、納期は以下の通りです。

| 納付方法 | 納付時期 |
|--|--|
| - 納付書又は □座振替による納付 <mark>【普通徴収】</mark> | 6月・8月・10月・12月の年4回 |
| 給与からの天引き 【特別徴収】 | 6月から翌年5月までの年12回 |
| 年金からの天引き <mark>【特別徴収】</mark> | *新規の場合* 6月・8月の普通徴収分と、 10月・12月・翌年2月の 年金から特別徴収分の年5回 *継続の場合* 年6回の年金から特別徴収 |

(個人市民税の減免)

次のような場合は、申請によって減免されることが あります。

- 災害により所有する居住用の住宅・家財に一定規模以 上の損害を受けた人
- 生活保護を受給している人
- 失業等(自己都合退職、定年退職等を除く)により所得 が著しく減少し、納税が困難と認められる人 など

法人市民税

法人の市民税は、事業所・事務所などにかかる税金 で、均等割と法人税割があり、均等割は資本金等の額と 従業員の数により、法人税割は法人税額を課税標準と して課税されます。

〈広告〉-

ISO9001認証取得



株式会社インフォミックス 宍 倉 渉 税 理 士 事 務 所

税理士・TKC会員・事業承継士 宍倉 渉・松田 文秋・岩根 佳輝

お気軽にご相談ください

税務、会計、決算、申告業務 経営改善、経営力強化 資金調達、企業再生、事業承継

独立、開業、法人設立 相続対策、自社株評価、ISO取得支援 社会福祉・医療・公益法人 など

(0965)33-3521 FAX 0965-33-3523

ホームページ http://www.sisikura-oda.jp/pc/ 〒866-0866 熊本県八代市鷹辻町 5-25





▶ 軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在で登録されている軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

主な軽自動車税(種別割)の税額

| 区分 | | | | | 年税額 |
|------------|--------------------------|---|--------------|------------|---------|
| | | | 2,000円 | | |
| 自転車 | 2輪 | 50cc超90cc以下 | 2,000円 | | |
| 野 機 車 付 | | 90cc超125cc以下 | 90cc超125cc以下 | | |
| | ミニカー | • | 3,700円 | | |
| | | 論(側車付を含む) 25cc超250cc以下) | | | |
| 軽自動車 | | 最初の新規検査日が平成27年 3月31日以前 | | | 3,100円 |
| | 3輪のもの (660cc以下) | 最初の新規検査日7 4月1日以降 | 3,900円 | | |
| | | 最初の新規検査日から13年経過 | | | 4,600円 |
| ••••• | | | 乗 | 営業用 | 5,500円 |
| | 4輪以上の もの (660cc以下) | 最初の新規検査日 が平成27年3月31 日以前 | 用 | 自家用 | 7,200円 |
| | | | 貨物 | 営業用 | 3,000円 |
| | | | 物用 | 自家用 | 4,000円 |
| 軽 | | 最初の新規検査日 が平成27年4月1 | 乗用 | 営業用 | 6,900円 |
| 軽自動車 | | | 円:貨物! | 自家用 | 10,800円 |
| 車 | | 日以降 | | 営業用 | 3,800円 |
| | | | 用 | 自家用 営業用 | 5,000円 |
| | | 最初の新規検査日 から13年経過 | 乗用 | | 8,200円 |
| | | | 貨物 | 営業用 | 4,500円 |
| | | 75 2 13 1 142 | | 京杰尔 自家用 | 6,000円 |
| | ## <i>/</i> ~\\ | I | 用 | | |
| 自動車小型特殊 | 農耕作業用 | 2,400円 | | | |
| 車殊 | その他 | } | | | |
| 2輪の小型 | の 250ccを超えるもの 小 | | | | |

〔軽自動車税(種別割)の減免〕

障害者手帳等をお持ちの方が使用する軽自動車などで、必要と認められる場合は、1台にかぎり軽自動車税(種別割)が減免されます。(すでに普通自動車税で減免されている場合は対象となりません。)

※受付期間は4月1日から納期限の7日前までです。

軽自動車税(種別割)の納期

軽自動車税の納期は5月です。

▶固定資産税

毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産を所有している人に課税されます。

固定資産税の対象となるもの

土地

田、畑、宅地、雑種地、 池沼、山林、牧場、 原野など



家屋

住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物



償却資産

会社や個人で建設業や飲食業、農業など の事業を行っている人が、その事業のた めに使用することができる機械や器具、 備品などの償却資産

【主な償却資産の例】

| 構築物 | 店舗内装、門、塀、舗装路面、ビニールハウス、 畦畔、暗渠排水、広告塔など |
|------------|---|
| 機械及び 装置 | 各種加工製造用機械、工作機械、建設機械、農 業用機械、太陽光発電設備など |
| 船舶 | 釣り船、漁船、砂利採取船など |
| 車両及び | 大型特殊自動車(自動車税や軽自動車税が課 |
| 運搬具 | 税されるものは除く)など |
| 工具、器具 | 机、椅子、テレビ、エアコン、厨房機器、医療機 |
| 及び備品 | 器、理・美容機器、各種工具など |

※償却資産を所有している人は、毎年1月31日までに申告をお願いします。

固定資産税の税率

固定資産税の税率は1.6%です。固定資産の課税標準額に税率を乗じたものが税額となります。

税額=課税標準額×1.6%

(固定資産税の減免)

次のような場合は、申請によって減免されることがあります。

- 生活保護を受給している人
- 災害などにより、固定資産に著しく損害を受けた人
- 公益のために直接使用される固定資産(有料で使用するものを除く)

固定資産税の納期

納期は5月、7月、11月、翌1月の年4回です。

▶ 市税に関する証明・閲覧

市税に関する証明や閲覧事項は、原則として納税義務者、固定資産の所有者などの承諾がなければ、証明書の交付や課税台帳の閲覧をすることができません。

申請ができる人と持参するもの

本人

本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など公的機関の発行したもので有効期限内のもの)

代理人によって申請する場合

(1)個人の場合

本人が署名した委任状と代理人の本人確認書類

(2)法人の場合

法人からの委任状と来庁者の本人確認書類※委任状に押印する印鑑は、登記してある会社印になります。

主な税務証明及び手数料

| 4千米万 | 三田の中南 | 工业机 |
|------------|-------------------------------------|-------------------|
| 建 類 | 証明の内容 | 手数料 |
| 所得証明 | 所得金額、市県民税課税額など | 1件 300円 |
| 納税証明 | 市税の納付額など | 117 2001 1 |
| 資産証明 | 土地·家屋の地番、面積、地目、所有者、評価額、課税標準額、税相当額など | 1枚 300円 |
| 閲覧 | 字図(地番図) | 1件 300円 (写し含む) |

※所得証明書は、コンビニエンスストアでも証明書の交付を行っています。マイナンバーカードが必要です。

▶市税の□座振替

市税の納付は、口座振替をご利用ください。

口座振替ができる市税

市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

〔 手続き場所〕

右記の口座振替ができる金融機関の窓口

(口座振替ができる金融機関)

肥後銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、熊本銀行、南日本銀行、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、熊本県信用組合、九州労働金庫、八代地域農協、ゆうちょ銀行

口座振替手続のとき必要なもの

預金通帳、通帳届出印、納税通知書、(納税通知書に同 封されている) 口座振替依頼書

- ※ゆうちょ銀行については、ゆうちょ銀行及び郵便局備付けの「自動払込利用申込書」にてお申込みください。
- ※口座振替依頼書がお手元にない場合は、八代市内の各金融機関窓口に備付けてありますのでそちらをご利用ください。
- ※市県民税(特別徴収)、法人市民税は、□座振替の対象外です。
- ※軽自動車税については、所有する全車両の軽自動車税が口座振替の対象となります。1台ごとの口座振替はできません。
- ※納期を過ぎたものの□座振替や□座振替ができなかったものの再振替 はできません。

▶市税の納付書での納付

市税の納付書での納付は、下記の場所でできます。

- 八代市役所、各支所、各出張所
- 八代市指定金融機関(肥後銀行本支店)
- 八代市収納代理金融機関…八代市内の銀行、信用金庫、信用組合、九州労働金庫及び八代地域農協
- 九州内のゆうちょ銀行及び郵便局(納期限後および沖縄県を除く)
- 全国のコンビニエンスストア各店舗
- スマホアプリ決済(PayPay·LINEPay·PayB)
- ※市税・・・市県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税 ※コンビニおよびスマホ決済については、納付書1枚の金額が30万円を超 えるもの、納期限や使用期限を過ぎたものは取扱いができません。
- ※スマホ決済での納付は通信料が発生します。
- ※スマホ決済での納付は領収書は発行されません。

納期限内の納付を心がけましょう

納期限までに納付されないと、督促状が送付されますので、速やかに納付してください。その後も納付されない場合は、財産の差押などの滞納処分を受けることとなります。どうしても納付できない場合は、直ちに納税課にご相談ください。

〈広告〉

池松桂至税理士事務所 事務所 営業内容 試人・個人事業の月次巡回監査記帳代行・会計ソフト導入 決算及び申告書作成・相続・申告 (個人事業や法人設立の支援経営相談・資金計画) 熊本県八代市若草町 7 - 3 270965-33-4878 FAX 0965-32-8896 URL http://www.ikematsu.net/

